

子 高 号 外
令和 5 年 3 月 9 日

高齢者施設 施設長 殿
介護保険サービス事業所 管理者 殿

沖縄県子ども生活福祉部
高齢者福祉介護課長
(公 印 省 略)

令和 3 年度介護報酬改定における経過措置事項等に関する調査（依頼）

日頃より、本県の高齢者福祉行政の推進に御協力いただき感謝申し上げます。

令和 3 年度介護報酬改定により運営基準等に追加され、経過措置により令和 6 年 3 月 31 日までは努力義務（令和 6 年 4 月 1 日から義務化）とされている事項については、計画的に取組を進める必要があります。

つきましては、各施設における取組状況を把握するため、下記により調査を行いますので御回答下さるようお願いいたします。また、既に義務化されている防災対策に関する事項についても調査しますので、併せて御回答をお願いします。

まだ取組が完了していない施設におかれましては、別添「令和 3 年度介護報酬改定における経過措置事項等の概要」で紹介している資料等を参考に、早急に取り組を進めて下さるようお願いいたします。

記

- (1) 回答方法：電子申請による回答。
下記 URL から申請してください。
https://s-kantan.jp/pref-okinawa-u/offer/offerList_detail.action?tempSeq=2912
※所要時間 10 分程度
- (2) 回答期限：令和 5 年 3 月 17 日（金） 10：00
- (3) 回答項目：別添「経過措置事項等に関する調査票」のとおり
※サービス種別によっては回答が不要な項目があります。詳細は、「調査項目サービス種類別対応表」を御覧ください。
※複数のサービス事業所を運営している法人においては、各事業所ごとに回答するようお願いいたします。

施設福祉班 比嘉 一飛（ひが かずと） 電話：098-866-2214 FAX：098-862-6325 e-mail：higakzto@pref.okinawa.lg.jp
--

経過措置事項等に関する調査票

1 感染症対策の強化

- (1) 委員会の開催、指針の整備、研修の実施、訓練（シミュレーション）の実施
- ① 全て実施済み
 - ② 一部実施済み（訓練を含む）
 - ③ 未実施

2 業務継続に向けた取組の強化

- (1) 感染症に係る業務継続計画の策定
- ① 策定済み
 - ② 令和6年3月31日までに策定予定
 - ③ 未定
- (2) 感染症に係る業務継続計画に基づく研修・訓練の実施
- ① 実施済み
 - ② 令和6年3月31日までに実施予定
 - ③ 未定
- (3) 災害に係る業務継続計画の策定
- ① 策定済み
 - ② 令和6年3月31日までに策定予定
 - ③ 未定
- (4) 災害に係る業務継続計画に基づく研修・訓練の実施
- ① 実施済み
 - ② 令和6年3月31日までに実施予定
 - ③ 未定

3 認知症介護基礎研修の受講義務付け（無資格者のいないサービスは除く）

- (1) 介護に直接携わる職員のうち、医療・福祉関係の資格を有さない者に対する「認知症介護基礎研修」の受講
- ① 受講させている
 - ② 令和6年3月31日までに受講させる予定
 - ③ 未定
 - ④ 介護に直接携わる職員で、医療・福祉関係の資格を有さない者はいない

4 虐待防止のための取組の推進

- (1) 運営規程への虐待防止措置事項の追記、委員会の開催、指針の整備、研修の実施、担当者の設置
- ① 全て実施済み
 - ② 一部実施済み
 - ③ 未実施

5 栄養管理（施設サービス事業者のみ回答ください）

- (1) 入所者ごとの栄養管理のための取組の実施
- ※ 取組内容については、「令和3年度介護報酬改定における経過措置事項等の概要」

参照

- ① 全て実施済み
- ② 一部実施済み
- ③ 未実施

6 口腔衛生の管理（施設サービス事業者のみ回答ください）

（1）入所者ごとの口腔衛生管理のための取組の実施

※ 取組内容については、「令和3年度介護報酬改定における経過措置事項等の概要」

参照

- ① 全て実施済み
- ② 一部実施済み
- ③ 未実施

7 防災対策の推進（訪問系サービスは除く）

（1）非常災害対策計画の策定

- ① 策定済み
- ② 未策定

（2）非常災害に備えるため、定期的な避難訓練の実施

- ① 定期的に実施している
- ② 不定期に実施している
- ③ 実施していない

（3）訓練の実施にあたって、地域住民の参加が得られるよう連携しているか。

- ① 連携している
- ② 連携に努めている
- ③ 連携していない

○調査項目サービス種類別対応表		対象調査項目					
対象サービス種別	1.感染対策	2.業務継続	3.認知症介護 基礎研修	4.虐待防止	5.栄養管理	6.口腔衛生管 理	7.防災対策 (非常災害対策)
1 介護老人福祉施設	○	○	○	○	○	○	○
2 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	○	○	○	○	○	○	○
3 介護老人保健施設	○	○	○	○	○	○	○
4 介護医療院	○	○	○	○	○	○	○
5 認知症対応型共同生活介護	○	○	○	○	-	-	○
6 介護療養型医療施設	○	○	○	○	○	○	○
7 養護老人ホーム	○	○	○	○	○	○	○
8 軽費老人ホーム	○	○	○	○	○	○	○
9 有料老人ホーム	○	○	○	○	○	○	○
10 訪問介護（含む 訪問型サービス（独自））	○	○	-	○	-	-	-
11 訪問入浴介護	○	○	○	○	-	-	-
12 訪問看護（含む 介護予防訪問看護）	○	○	-	○	-	-	-
13 訪問リハビリテーション（含む 介護予防通所 リハビリテーション）	○	○	-	○	-	-	-
14 居宅療養管理指導	○	○	-	○	-	-	-
15 通所介護（含む 通所型サービス（独自）、通 所型サービス（独自/定率））	○	○	○	○	-	-	○
16 通所リハビリテーション	○	○	○	○	-	-	○
17 短期入所生活介護	○	○	○	○	-	-	○
18 短期入所療養介護	○	○	○	○	-	-	○
20 福祉用具貸与	○	○	-	○	-	-	-
21 特定福祉用具販売（＝特定介護予防福祉用具販 売）	○	○	-	○	-	-	-
21 定期巡回・随時対応型訪問介護看護	○	○	-	○	-	-	-
22 夜間対応型訪問介護	○	○	-	○	-	-	-
23 認知症対応型通所介護	○	○	○	○	-	-	○
24 小規模多機能型居宅介護	○	○	○	○	-	-	○
25 複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介 護）	○	○	○	○	-	-	○
26 地域密着型通所介護	○	○	○	○	-	-	○
27 居宅介護支援	○	○	-	○	-	-	-
28 介護予防支援（含む 介護予防ケアマネジメン ト）	※各サービスを参考にすること						
29 離島等相当サービス	※各サービスを参考にすること						

※指定基準にある項目に「○」がついています。「○」については、回答が必要な項目となります。

令和3年度介護報酬改定における経過措置事項等の概要

1 感染症対策の強化

感染症の発生及びまん延防止等に関する取組の徹底を求める観点から、以下の取組を義務付ける。

- (1) 施設サービスについて、従前の基準において実施することとされていた、「委員会の開催」「指針の整備」「研修の実施」等に加え、「訓練（シミュレーション）の実施」
- (2) その他のサービス（訪問系サービス、通所系サービス、短期入所系サービス、多機能系サービス、福祉用具貸与、居宅介護支援、居住系サービス）について、「委員会の開催」「指針の整備」「研修の実施」「訓練（シミュレーション）の実施」等

<参考>

本課ホームページに、有料老人ホーム向けに作成した「感染症の予防及びまん延の防止のための指針（作成例）」を掲載していますので、参考にしてください。

<https://www.pref.okinawa.jp/site/kodomo/korei/shisetsu/shisetu-top.html>

2 業務継続に向けた取組の強化

感染症や災害が発生した場合であっても、必要な介護サービスが継続的に提供できる体制を構築する観点から、全ての介護サービス事業者を対象に、「業務継続に向けた計画等の策定（感染症に係る業務継続計画の策定、災害に係る業務継続計画の策定）」「研修の実施」「訓練（シミュレーション）の実施」等を義務づける。

<参考>

厚生労働省 HP に、業務継続計画に関する「ガイドライン」「継続計画のひな形」「研修動画」等が掲載されていますので、こちらを参考に業務継続計画を作成してください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/douga_00002.html

3 認知症介護基礎研修の受講義務付け

介護に直接携わる職員のうち、医療・福祉関係の資格を有さない者について、「認知症介護基礎研修」を受講するための措置を義務付ける。

※ 新入職員（中途採用職員）については、入職から1年間の猶予期間を設ける。

<参考>

本課では、オンラインにより認知症介護基礎研修を実施しています。以下の URL からお申し込み下さい。

<https://www.pref.okinawa.jp/site/kodomo/korei/shido/13595.html#kiso>

4 虐待防止のための取組の推進

- (1) 運営規程に定めておかなければならない事項として、「虐待の防止ための措置に関する事項」を追加。

(2) 虐待の発生又は再発を防止するため、以下の措置を講じなければならない旨を規定。

- ア 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的を開催するとともに、その結果を従業者に周知徹底すること
- イ 虐待防止のための指針を整備すること
- ウ 介護職員その他の職員に対し、虐待防止のための研修を定期的実施すること
- エ 虐待防止に関する措置を適切に実施するための担当者を置くこと

<参考>

本課ホームページに、有料老人ホーム向けに作成した「高齢者虐待防止のための指針（作成例）」を掲載していますので、参考にしてください。

<https://www.pref.okinawa.jp/site/kodomo/korei/shisetsu/shisetu-top.html>

5 栄養管理（施設サービスに限る）

入所者の栄養状態の維持及び改善を図り、自立した生活を営むことができるよう、各入所者に応じた栄養管理を計画的に行わなければならない。

(1) 入所者ごとの栄養管理のための取組

- ア 施設入所時に栄養状態を把握し、多職種（医師・介護支援専門員・管理栄養士・看護師等）が連携して入所者ごとの摂食・嚥下機能及び食形態にも配慮した栄養ケア計画を作成すること ※施設サービス計画との整合性を図ること
- イ 栄養ケア計画に従い、管理栄養士が栄養管理を行うとともに、入所者の栄養状態を定期的に記録すること
- ウ 栄養ケア計画の進捗状況を定期的に評価し、必要に応じて計画を見直すこと

<参考>

「リハビリテーション・個別機能訓練、栄養管理及び口腔管理の実施に関する基本的な考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」第4

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000188411_00034.html

6 口腔衛生の管理（施設サービスに限る）

入所者の口腔の健康保持を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、口腔衛生の管理体制を整備し、各入所者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行わなければならない。

(1) 入所者ごとの口腔衛生管理のための取組

- ア 歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、施設の介護職員に対する口腔衛生の管理に係る技術的助言及び指導を年2回以上行うこと。
- イ 技術的助言及び指導に基づき、以下の事項を記載した口腔衛生の管理体制に係る計画を作成するとともに、必要に応じて、定期的に見直しを行うこと。
 - (ア) 助言を行った歯科医師
 - (イ) 歯科医師からの助言の要点
 - (ウ) 具体的方策
 - (エ) 当該施設における実施目標
 - (オ) 留意事項・特記事項

※ 歯科医療機関との契約等が必要になると考えられますので、経過措置期間中に早

めのご用意をお願いします。

<参考>

「リハビリテーション・個別機能訓練、栄養管理及び口腔管理の実施に関する基本的な考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」第7

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000188411_00034.html

(以下は、経過措置事項ではなく、既に義務化されている事項です)

1 防災対策

(1) 厚生労働省令等により、「非常災害対策計画の策定」「非常災害に備えるため、定期的な避難訓練の実施」が義務付けられている。

<参考>

本課ホームページに、非常災害対策計画のひな形等が掲載されている厚生労働省通知（平成31年2月1日付け「介護保険施設等における非常災害対策計画の策定及び避難訓練の実施に関する調査結果及び指導・助言の徹底について」）を掲載していますので、参考にしてください。

<https://www.pref.okinawa.jp/site/kodomo/korei/shido/saigai.html>

また、下記 URL には、有料老人ホーム向けに作成した「非常災害対策計画（作成例）」を掲載していますので、参考にしてください。

<https://www.pref.okinawa.jp/site/kodomo/korei/shisetsu/shisetsu-top.html>